長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　案 | 現　　　行 |
| 長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱（趣旨）第１条　この要綱は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年５月25日法律第57号。以下「伝産法」という。）による伝統的工芸品及び長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和57年５月13日57工第30号。以下「県要綱」という。）による県伝統的工芸品において、その製造に携わる新規就業者が伝統的工芸品産業の後継者として育成される場合に、助成金を予算の範囲内で交付することとし、その交付に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。（交付目的）第２条　本助成金は、技術の伝承と後継者の育成を図るために、新規就業者を長野県の伝統的工芸品産業に定着させることを目的として交付する。（定義）第３条　この要綱における用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。(1) 組合等　伝産法第２条第３項及び県要綱第５に基づく指定を申し出た事業協同組合等及び団体をいう。(2) 製造業者　伝産法第２条第４項及び県要綱第５により伝統的工芸品又は県伝統的工芸品として指定された工芸品の製造業を営んでおり、かつ組合等の構成員である当該産地の法人及び個人をいう。(3) 新規就業者　自営業者、被雇用者にかかわらず、伝統的工芸品産業に初めて従事してから５年を経過しない者をいう。(4) 受入事業者　伝統的工芸品の製造に携わせるために新規就業者を育成する組合等又は製造業者（新規就業者の雇用主に限る。）をいう。（助成対象者）第４条　助成金の交付対象者は受入事業者と新規就業者のうち、次の表の右欄に定める助成要件を具備するものとして知事が認める者とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 助成要件 |
|
| 受入事業者 | １　県税に係る徴収金を滞納していないこと。２　不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為がないこと。３国、県、市町村及びその外郭団体が実施する類似の補助制度の給付対象となっていないこと。 |
| 新規就業者 | １　就業日数が月に概ね20日以上であること。２　被雇用者の場合は雇用保険の一般被保険者であること。３　受入事業者の代表者の３親等以内の親族でないこと。４　県税に係る徴収金を滞納していないこと。５　不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為がないこと。６　国、県、市町村及びその外郭団体が実施する類似の補助制度の給付対象となっていないこと。 |

（助成金の交付額）第５条　助成金は、受入事業者が作成した育成計画の実績に応じて、次表に掲げる金額を予算の範囲内で交付する。助成期間は６か月を最長とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金の対象者 | 助成金の額（月額） |
| 受入事業者 | ４万円 |
| 新規就業者 | ４万円 |

（交付申請）第６条　助成金の交付を受けようとする受入事業者は、助成金交付申請書（様式第１号）に新規就業者の育成計画書（様式第１号別紙１）、誓約書（様式第１号別紙２）及びその他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。（交付の決定）第７条　知事は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付を決定すべきと認めたときは交付を決定し、申請者に通知するものとする。　（計画の変更）第８条　交付の決定を受けた受入事業者（以下「助成事業者」という。）が、育成計画の変更をしようとするときは、育成計画変更承認申請書（様式第２号）により知事に申請しなければならない。ただし、育成計画終了後に想定される新規就業者の習熟度等に影響を及ぼさない育成課程の変更などその程度が軽微な場合はこの限りではない。（事業の中止等）第９条　助成事業者が、事業の実施を中止又は廃止しようとするときは、助成金中止(廃止) 届出書（様式第３号）により知事に届け出なければならない。（遂行状況報告）第10条　助成事業者は、事業の開始後３か月ごとに、その間の事業の遂行状況を遂行状況報告書（様式第４号）により、翌月15日までに知事に報告しなければならない。　ただし、期間の中途で事業を終了又は廃止したときは、その日から起算して15日を経過した日までに報告しなければならない。（交付決定の取消し）第11条　知事は、助成事業者又は新規就業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。(1) 育成計画が履行されなかったとき(2) 助成事業者が事業を中止又は廃止したとき(3) 助成事業者が新規就業者を除名又は解雇したとき(4) 新規就業者が事業の中断、廃業又は退職したとき(5) 助成事業者若しくは新規就業者が、偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき(6) 助成事業者若しくは新規就業者に規則又はこの要綱に違反する行為があったとき(7) 助成事業者若しくは新規就業者に、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為があると知事が認めるとき（実績報告）第12条　助成事業者は、事業が終了した日から起算して15日を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、助成金実績報告書（様式第５号）により知事に実績を報告しなければならない。（助成金の額の確定）第13条　知事は、前条の規定による実績報告書を審査の上、適正と認めたときは、助成金の額を確定し当該助成事業者に通知するものとする。（助成金の交付）第14条　助成事業者は、前条の規定により助成金の額が確定した後に、助成金交付請求書（様式第６号）により助成金の交付を請求するものとする。　２　助成事業者は、知事から交付を受けた助成金のうち、新規就業者に交付するものとして確定された額を新規就業者に交付しなければならない。３　助成事業者が製造業者の場合、助成金の新規就業者への交付を理由として、新規就業者に支給する賃金を減額してはならない。（書類の整備等）第15条　助成事業者は、事業に係る新規就業者の育成の状況を記録しなければならない。２　助成事業者は、事業に係る助成金の経理を明らかにした書類を整備し、前項の記録とともに事業の終了の日の属ずる年度の翌年度から起算して５年間、これを保存しなければならない。（事業の継続等）第16条　助成事業者は、事業終了後においても引き続き当該新規就業者の育成に努めなければならない。２　助成事業者が製造業者の場合、当該新規就業者の雇用の維持、確保に努めなければならない。（その他）第17条　この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。附　則　この要綱は平成28年７月８日から施行する。附　則　この要綱は平成29年４月１日から施行する。附　則　この要綱は令和２年４月１日から施行する。様式第１号（第６条関係）長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付申請書令和　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様申請者　住所名称代表者名　　　　　　　印長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業を下記のとおり実施したいので、長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱第６条の規定により、助成金　　　　　　円の交付について申請します。記１　事業計画　　別紙育成計画書に記載のとおり２　事業実施期間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日３　交付申請額　金　　　　　　　円内訳受入事業者：令和　年　月　　円、新規就業者：令和　年　月　　円　　　受入事業者：令和　年　月　　円、新規就業者：令和　年　月　　円　　　受入事業者：令和　年　月　　円、新規就業者：令和　年　月　　円　　　受入事業者：令和　年　月　　円、新規就業者：令和　年　月　　円　　　受入事業者：令和　年　月　　円、新規就業者：令和　年　月　　円　　　受入事業者：令和　年　月　　円、新規就業者：令和　年　月　　円　　　　別紙1育 成 計 画 書１　育成計画の主体（受入事業者と新規就業者）と実施期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (フリガナ)新規就業者氏名 |  | 男・女 |
| 新規就業者の住所 |  | 電話 |
| 受入事業者 | 法人名（屋号） |  |
| 事業概要 |  |
| 電話番号・FAX番号メールアドレス |  |
| 育成計画開始予定年月日 | 年　月　日 |  |
| 育成計画終了予定年月日 | 年　月　日 |  |

２　育成計画の背景(1) 新規就業者の目指すべき将来像(2) (1)の将来像に対する新規就業者の適性の有無(3) 伝承していきたい技術消失の危険性(4) 伝承していきたい技術の価値や発展性(5) 受入事業者の現状と今後の方向性３　育成計画(1) 育成計画の内容(2) 育成計画の目的(3)育成計画終了後に想定される新規就業者の状況（習熟度、到達度など）４　他の補助金等の活用の有無（　有　・　無　）(1) 活用する補助金等の事業名称(2) 活用する補助金等の事業内容(3) 活用する補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先　添付書類　 ○新規就業者の履歴書（様式は任意）　 ○受入事業者が組合等の場合は新規就業者が組合等の構成員であることを証する書面○受入事業者が製造業者の場合は労働者名簿（労働基準法第107条の規定による）の写し○直近３か月分の賃金台帳（労働基準法第108条の規定による）又は収入が分かる書面の写し○新規就業者が被雇用者の場合は雇用保険資格取得等確認通知書の写し○未納の県税徴収金がない旨の証明（長野県各県税事務所が発行の証明書）○その他、知事が必要と認める書類別紙２誓　　約　　書令和　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様新規就業者　住所氏名　　　　　　　印長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金の交付が下記のとおり決定されたときは、育成計画に真摯に取り組み、伝統的工芸品製造の技術習得に励みます。また、本事業による育成が終了した後も、引き続き伝統的工芸品の製造に従事します。記　新規就業者助成額　　　　　　　円内訳令和　年　月　　　円令和　年　月　　　円　　　令和　年　月　　　円　　　　令和　年　月　　　円　　　令和　年　月　　　円　　　令和　年　月　　　円（注）氏名は自署してください。　　　上記の助成額は当該助成金の交付が決定された場合に、育成計画終了後、受入事業者を経由してあなた自身に交付される予定の金額です。様式第２号　省略様式第３号（第９条関係）長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業中止(廃止) 届出書令和　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様　住所名称代表者名　　　　　　　印令和　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で助成金の交付の決定がありました長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱第９条の規定により届け出ます。記１　中止（廃止）の理由２　中止（廃止）年月日　　　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式第４号（第10条関係）長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金遂行状況報告書令和　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様　住所名称代表者名　　　　　　　印　令和　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で助成金の交付の決定がありました長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業について、長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱第10条の規定により、遂行状況を報告します。１　実施状況　２　成　果

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 育成内容 | 備考 |
| 　　　月 |  |  |
| 　　　月 |  |  |
| 　　　月 |  |  |

様式第５号（第12条関係）長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金実績報告書令和　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様　住所名称代表者名　　　　　　　印令和　　年　　月　　日付け長野県指令　　第　　　号で助成金の交付の決定がありました長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業について、下記のとおり事業を実施しましたので、長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱第12条の規定により報告します。記１ 事業実施期間　令和　年　月　日～令和　年　月　日２ 育成計画期間を通じて実施した育成内容３ 育成計画によって新規就業者が習得した成果４ 育成計画終了後、今後新規就業者が担っていく主な業務内容添付書類○ 出勤簿又は従事日誌○ 賃金台帳（労働基準法第108条の規定による）又は収入が分かる書面の写し○ その他、知事が必要と認める書類様式第６号（第14条関係）長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付請求書令和　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様住所名称代表者名　　　　　　印令和　　年　　月　　日付け長野県達　　　第　　　号で助成金の額の確定がありました長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業について、長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。記助成金請求金額（令和　年　月～令和　年　月分）　　金　　　　円（受入事業者：金　　　円、新規就業者：金　　　　円）（注）振込先を明示してください。 | 長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱（趣旨）第１条　この要綱は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年５月25日法律第57号。以下「伝産法」という。）による伝統的工芸品及び長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和57年５月13日57工第30号。以下「県要綱」という。）による県伝統的工芸品において、その製造に携わる新規就業者が伝統的工芸品産業の後継者として育成される場合に、助成金を予算の範囲内で交付することとし、その交付に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。（交付目的）第２条　本助成金は、技術の伝承と後継者の育成を図るために、新規就業者を長野県の伝統的工芸品産業に定着させることを目的として交付する。（定義）第３条　この要綱における用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。(1) 組合等　伝産法第２条第３項及び県要綱第５に基づく指定を申し出た事業協同組合等及び団体をいう。(2) 製造業者　伝産法第２条第４項及び県要綱第５により伝統的工芸品又は県伝統的工芸品として指定された工芸品の製造業を営んでおり、かつ組合等の構成員である当該産地の法人及び個人をいう。(3) 新規就業者　自営業者、被雇用者にかかわらず、伝統的工芸品産業に初めて従事してから５年を経過しない者をいう。(4) 受入事業者　伝統的工芸品の製造に携わせるために新規就業者を育成する組合等又は製造業者（新規就業者の雇用主に限る。）をいう。（助成対象者）第４条　助成金の交付対象者は受入事業者と新規就業者のうち、次の表の右欄に定める助成要件を具備するものとして知事が認める者とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 助成要件 |
|
| 受入事業者 | １　県税に係る徴収金を滞納していないこと。２　不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為がないこと。３国、県、市町村及びその外郭団体が実施する類似の補助制度の給付対象となっていないこと。 |
| 新規就業者 | １　申請日の属する年度の４月１日において、満40歳未満であること。２　就業日数が月に概ね20日以上であること。３　被雇用者の場合は雇用保険の一般被保険者であること。４　受入事業者の代表者の３親等以内の親族でないこと。５　県税に係る徴収金を滞納していないこと。６　不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為がないこと。７　国、県、市町村及びその外郭団体が実施する類似の補助制度の給付対象となっていないこと。 |

（助成金の交付額）第５条　助成金は、受入事業者が作成した育成計画の実績に応じて、次表に掲げる金額を予算の範囲内で交付する。助成期間は６か月を最長とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金の対象者 | 助成金の額（月額） |
| 受入事業者 | ４万円 |
| 新規就業者 | ４万円 |

（交付申請）第６条　助成金の交付を受けようとする受入事業者は、助成金交付申請書（様式第１号）に新規就業者の育成計画書（様式第１号別紙１）、誓約書（様式第１号別紙２）及びその他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。（交付の決定）第７条　知事は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付を決定すべきと認めたときは交付を決定し、申請者に通知するものとする。　（計画の変更）第８条　交付の決定を受けた受入事業者（以下「助成事業者」という。）が、育成計画の変更をしようとするときは、育成計画変更承認申請書（様式第２号）により知事に申請しなければならない。ただし、育成計画終了後に想定される新規就業者の習熟度等に影響を及ぼさない育成課程の変更などその程度が軽微な場合はこの限りではない。（事業の中止等）第９条　助成事業者が、事業の実施を中止又は廃止しようとするときは、助成金中止(廃止) 届出書（様式第３号）により知事に届け出なければならない。（遂行状況報告）第10条　助成事業者は、事業の開始後３か月ごとに、その間の事業の遂行状況を遂行状況報告書（様式第４号）により、翌月15日までに知事に報告しなければならない。　ただし、期間の中途で事業を終了又は廃止したときは、その日から起算して15日を経過した日までに報告しなければならない。（交付決定の取消し）第11条　知事は、助成事業者又は新規就業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。(1) 育成計画が履行されなかったとき(2) 助成事業者が事業を中止又は廃止したとき(3) 助成事業者が新規就業者を除名又は解雇したとき(4) 新規就業者が事業の中断、廃業又は退職したとき(5) 助成事業者若しくは新規就業者が、偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき(6) 助成事業者若しくは新規就業者に規則又はこの要綱に違反する行為があったとき(7) 助成事業者若しくは新規就業者に、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為があると知事が認めるとき（実績報告）第12条　助成事業者は、事業が終了した日から起算して15日を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、助成金実績報告書（様式第５号）により知事に実績を報告しなければならない。（助成金の額の確定）第13条　知事は、前条の規定による実績報告書を審査の上、適正と認めたときは、助成金の額を確定し当該助成事業者に通知するものとする。（助成金の交付）第14条　助成事業者は、前条の規定により助成金の額が確定した後に、助成金交付請求書（様式第６号）により助成金の交付を請求するものとする。　２　助成事業者は、知事から交付を受けた助成金のうち、新規就業者に交付するものとして確定された額を新規就業者に交付しなければならない。３　助成事業者が製造業者の場合、助成金の新規就業者への交付を理由として、新規就業者に支給する賃金を減額してはならない。（書類の整備等）第15条　助成事業者は、事業に係る新規就業者の育成の状況を記録しなければならない。２　助成事業者は、事業に係る助成金の経理を明らかにした書類を整備し、前項の記録とともに事業の終了の日の属ずる年度の翌年度から起算して５年間、これを保存しなければならない。（事業の継続等）第16条　助成事業者は、事業終了後においても引き続き当該新規就業者の育成に努めなければならない。２　助成事業者が製造業者の場合、当該新規就業者の雇用の維持、確保に努めなければならない。（その他）第17条　この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。附　則　この要綱は平成28年７月８日から施行する。附　則　この要綱は平成29年４月１日から施行する。様式第１号（第６条関係）長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付申請書平成　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様申請者　住所名称代表者名　　　　　　　印長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業を下記のとおり実施したいので、長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱第６条の規定により、助成金　　　　　　円の交付について申請します。記１　事業計画　　別紙育成計画書に記載のとおり２　事業実施期間　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日３　交付申請額　金　　　　　　　円内訳受入事業者：平成　年　月　　円、新規就業者：平成　年　月　　円　　　受入事業者：平成　年　月　　円、新規就業者：平成　年　月　　円　　　受入事業者：平成　年　月　　円、新規就業者：平成　年　月　　円　　　受入事業者：平成　年　月　　円、新規就業者：平成　年　月　　円　　　受入事業者：平成　年　月　　円、新規就業者：平成　年　月　　円　　　受入事業者：平成　年　月　　円、新規就業者：平成　年　月　　円　　　　別紙1育 成 計 画 書１　育成計画の主体（受入事業者と新規就業者）と実施期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (フリガナ)新規就業者氏名 |  | 年齢　才、　男・女 |
| 新規就業者の住所 |  | 電話 |
| 受入事業者 | 法人名（屋号） |  |
| 事業概要 |  |
| 電話番号・FAX番号メールアドレス |  |
| 育成計画開始予定年月日 | 年　月　日 |  |
| 育成計画終了予定年月日 | 年　月　日 |  |

２　育成計画の背景(1) 新規就業者の目指すべき将来像(2) (1)の将来像に対する新規就業者の適性の有無(3) 伝承していきたい技術消失の危険性(4) 伝承していきたい技術の価値や発展性(5) 受入事業者の現状と今後の方向性３　育成計画(1) 育成計画の内容(2) 育成計画の目的(3)育成計画終了後に想定される新規就業者の状況（習熟度、到達度など）４　他の補助金等の活用の有無（　有　・　無　）(1) 活用する補助金等の事業名称(2) 活用する補助金等の事業内容(3) 活用する補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先　添付書類　 ○新規就業者の履歴書（様式は任意）　 ○受入事業者が組合等の場合は新規就業者が組合等の構成員であることを証する書面○受入事業者が製造業者の場合は労働者名簿（労働基準法第107条の規定による）の写し○直近３か月分の賃金台帳（労働基準法第108条の規定による）又は収入が分かる書面の写し○新規就業者が被雇用者の場合は雇用保険資格取得等確認通知書の写し○未納の県税徴収金がない旨の証明（長野県各県税事務所が発行の証明書）○その他、知事が必要と認める書類別紙２誓　　約　　書平成　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様新規就業者　住所氏名　　　　　　　印長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金の交付が下記のとおり決定されたときは、育成計画に真摯に取り組み、伝統的工芸品製造の技術習得に励みます。また、本事業による育成が終了した後も、引き続き伝統的工芸品の製造に従事します。記　新規就業者助成額　　　　　　　円内訳平成　年　月　　　円平成　年　月　　　円　　　平成　年　月　　　円　　　　平成　年　月　　　円　　　平成　年　月　　　円　　　平成　年　月　　　円（注）氏名は自署してください。　　　上記の助成額は当該助成金の交付が決定された場合に、育成計画終了後、受入事業者を経由してあなた自身に交付される予定の金額です。様式第２号　省略様式第３号（第９条関係）長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業中止(廃止) 届出書平成　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様　住所名称代表者名　　　　　　　印平成　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で助成金の交付の決定がありました長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱第９条の規定により届け出ます。記１　中止（廃止）の理由２　中止（廃止）年月日　　　　平成　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式第４号（第10条関係）長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金遂行状況報告書平成　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様　住所名称代表者名　　　　　　　印　平成　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で助成金の交付の決定がありました長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業について、長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱第10条の規定により、遂行状況を報告します。１　実施状況　２　成　果

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 育成内容 | 備考 |
| 　　　月 |  |  |
| 　　　月 |  |  |
| 　　　月 |  |  |

様式第５号（第12条関係）長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金実績報告書平成　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様　住所名称代表者名　　　　　　　印平成　　年　　月　　日付け長野県指令　　第　　　号で助成金の交付の決定がありました長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業について、下記のとおり事業を実施しましたので、長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱第12条の規定により報告します。記１ 事業実施期間　平成　年　月　日～平成　年　月　日２ 育成計画期間を通じて実施した育成内容３ 育成計画によって新規就業者が習得した成果４ 育成計画終了後、今後新規就業者が担っていく主な業務内容添付書類○ 出勤簿又は従事日誌○ 賃金台帳（労働基準法第108条の規定による）又は収入が分かる書面の写し○ その他、知事が必要と認める書類様式第６号（第14条関係）長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付請求書平成　　年　　月　　日長野県知事　　　　　　　　　　様住所名称代表者名　　　　　　印平成　　年　　月　　日付け長野県達　　　第　　　号で助成金の額の確定がありました長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業について、長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。記助成金請求金額（平成　年　月～平成　年　月分）　　金　　　　円（受入事業者：金　　　円、新規就業者：金　　　　円）（注）振込先を明示してください。 |